

# 「やまがた環境保全型農業推進計画」(案)に対する意見募集の結果

## 1. 意見募集期間

令和7年3月14日(金)から平成7年3月26日(水)まで

## 2. 提出された意見の件数

1件

## 3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

意見の概要	県の考え方
みどり認定制度が令和9年度から環境保全型農業直接支払金の要件になることが予定されていることは、農家には大きな制度変更であることから、周知と指導を丁寧を実施していただきたい。	市町村並びに農業者団体等の関係機関と連携して丁寧に対応していきます。
「環境保全型農業直接支払交付金の取組の推移」を見ると、H26年からR5年の間で、増加している市町と減少している市町がある。生産農家、農産物取扱事業者、県、市町村が一体となった増加に向けた取組みが必要ではないでしょうか。	本計画に基づいて、生産者、流通加工業者、行政が一体となり、環境保全型農業の取組みを推進していきます。